

水産土木工事等における令和6年3月単価の適用時期について

公表用

各（総合）振興局が発注する**工事及び委託業務**における令和6年3月単価の適用については、次のとおりになります。

(1) 令和6年3月1日から3月18日までに入札（又は随意契約）を行う工事等の資材については、**令和6年2月10日更新単価**を適用します。

ただし、積算に用いる「公共工事設計労務単価」及び「設計業務等技術者単価」は**令和6年単価**になります。

※ 既に公表されている設計書（見積用参考資料）について、割増賃金対象比が旧単価の賃金比となっているものは、**新単価（令和6年単価）の賃金比に読み替えてください。**

(2) 令和6年3月19日以降に入札（又は随意契約）を行う工事等の資材については、**令和6年3月10日更新単価**を適用します。

ただし、積算に用いる「公共工事設計労務単価」及び「設計業務等技術者単価」は**令和6年単価**になります。

※ 既に公表されている設計書（見積用参考資料）について、割増賃金対象比が旧単価の賃金比となっているものは、**新単価（令和6年単価）の賃金比に読み替えて**

月	2月									3月																													
日	21	22	23	24	25	26	27	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26				
曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火				
										★ 労務・ 技術者 単価 適用 日									★ 単価 基準 日																				★ 最新 単価 適用
	<p>・ 3 / 1 以降の入札（開札日）等に付す工事等から新労務・技術者単価を適用します。</p> <p>・ 単価基準日より6開庁日経過後の入札（開札日）等に付す工事等から、当月の資材単価を適用します。</p>																																						
資材単価	<p>R6.2.10更新単価</p> <p>R6.3.10更新単価</p>																																						
労務・技術者単価	<p>R5年単価</p>									<p>R6年単価</p>																													